

令和3年8月4日
島根県農林水産部水産課
担当 染川
電話 0852-22-5311

業務改善命令執行停止の申立に係る却下の決定について

申立人（漁業協同組合JFしまね）から被申立人（島根県）に対して行われた、業務改善命令執行停止の申立について、松江地方裁判所から、令和3年8月3日付けで却下されたとの通知が本日ありましたのでお知らせします。

<参考1>経緯

令和3年7月9日 業務改善命令の発出（島根県→漁業協同組合JFしまね）
令和3年7月13日 業務改善命令の取消訴訟の提起及び執行停止申立（漁業協同組合JFしまね→松江地方裁判所）
令和3年7月28日 執行停止申立に係る意見書の提出（島根県→松江地方裁判所）
令和3年8月3日 執行停止申立の却下の決定

<参考2>行政事件訴訟法（抜粋）

（執行停止）

第二十五条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3～8 〔略〕